

＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

告 示

- 一般競争入札による道有財産(土地)の売払い (管財課 一〇一)
- 公募抽選による道有財産(土地)の売払い (管財課 一〇二)
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (広報広聴課 一〇三)
- 特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 (情報政策課 一〇三)
- 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等 (廃棄物対策課 一〇五)
- 有害興行の指定 (生活文化・青少年室 一〇五)
- 生活保護法による医療機関の指定 (保護課 一〇五)
- 生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出 (保護課 一〇六)
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 (地域産業課 一〇七)
- 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(農政部所管分 その五) (農政課 一〇八)
- 土地改良法による道営換地計画の決定 (農地調整課 一〇八)
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課 一〇八)
- 土地改良事業の施行の協議の適否の決定 (土地改良指導課 一〇八)
- 土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定 (土地改良指導課 一〇九)
- 肥料の登録 (流通対策課 一〇九)
- 肥料の登録の有効期間の更新 (流通対策課 一〇九)
- 家畜伝染病の発生 (酪農畜産課 一〇九)
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課 一一〇)
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課 一一〇)
- 公共測量の実施の通知 (建設部総務課 一一〇)
- 土地収用法による事業の認定 (建設部総務課 一一〇)
- 道路の区域の決定 (道路整備課 一一一)
- 道路の区域の変更 (道路整備課 一一一)
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (河川課 一一二)
- 公有水面の埋立ての免許の出願(二件) (砂防災害課 一一二)
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課 一一五)

公 表

○人工授精師養成講習会修業試験合格者

(酪農畜産課)

一一五

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

一一六

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札による道有財産(土地)の売払い

一一七

道教育庁空知教育局告示

○特定調達契約(物品の購入等)に係る入札の公告

一一八

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

一二一

道旭川方面公安委員会公告

○道交法の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱

一二三

胆振海区漁業調整委員会指示

○船舶を使用して行う釣り漁法によるさくらすの採捕の指示

一二四

告

示

北海道告示第1906号

次のとおり一般競争入札により道有財産(土地)を売り払う。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地	面積(㎡)	入札執行日時
遠軽一1	紋別郡遠軽町南町2丁目6番62	472.07	平成13年12月12日午後3時
北見一1	北見市柏陽町571番1	1,104.35	平成13年12月13日午前10時
北見一2	北見市寿町5丁目4番11	270.74	平成13年12月13日午前11時
美幌一1	網走郡美幌町字青山北19番2	228.60	平成13年12月13日午後1時30分
美幌一2	網走郡美幌町字東1条南5丁目5番6	327.10	平成13年12月13日午後2時30分
美幌一3	網走郡美幌町字東3条南2丁目1番16ほか1筆	452.91	平成13年12月13日午後3時30分

津別－1	網走郡津別町字共和13番24	1,953.31	平成13年12月13日午後4時30分
------	----------------	----------	--------------------

- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者とする。
 - 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 破産者で復権を得ない者
- 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所
網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁総務部会計課管財係
電話番号 0152－44－7171 内線 2224
- 入札執行の場所
 - 遠軽－1
遠軽町大通北1丁目
北海道網走支庁遠軽総合庁舎会議室
 - 北見－1～2、美幌－1～3、津別－1
北見市青葉町6番6号
北海道網走支庁北見道税事務所2階会議室
- 入札保証金
入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。
なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。
- 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 契約保証金
落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。
なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。
- 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。
- 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - 提出期限 平成13年12月7日（金）

- 提出場所 北海道網走支庁総務部会計課管財係
- 入札執行の公開
入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。
なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。
- その他
 - 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1907号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所 在 地 番	地目	面積(㎡)	売 払 価 格	抽 選 日 時
公募－1	札幌市豊平区美園 1条3丁目36番	宅地	331.07	22,820,000円	平成13年12月10日 午前10時
公募－2	小樽市望洋台1丁 目3番24	宅地	191.09	8,245,000円	平成13年12月10日 午前11時
公募－3	深川市4条20番10	宅地	247.24	4,590,000円	平成13年12月11日 午前11時

- 応募する者に必要な資格
応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。
- 応募の条件
 - 応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。
 - 応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行なうことができる。
 - 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならぬ。
 - 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の住宅（店舗又

は事務所を兼ねた住宅を含む。)の建設工事を完了しなければならない。

- (5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。
- (6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。
- (7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。
- (8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。
- 4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部管財課財産第二係
電話番号 011-231-4111 内線 22-417
- 5 公募抽選の場所
(1) 公募-1~2
札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館9階会議室
(2) 公募-3
深川市2条18番6号
北海道深川保健所会議室
- 6 公募抽選申込書の提出
応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。
(1) 提出期限 平成13年12月7日(金)
(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部管財課財産第二係
電話番号 011-231-4111 内線 22-417
- 7 買受予定者の決定方法
一つの区画について、応募資格者が1名有的时候は、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。
- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。
- 9 抽選の公開
抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1908号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
航空機利用による道政広報業務一式
(航空機2機(エアドゥ航空機1号機及び2号機))
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成13年8月6日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道国際航空株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西2丁目9
- 4 随意契約に係る契約金額
147,649,034円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1909号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
北海道行政情報コミュニケーションシステムに使用するサーバ
(1月当たりの単価) 80台

第1315号

北海道庁公報

(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成14年3月15日 (金) (4) 契 約 期 間 平成14年3月15日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月14日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納 入 場 所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応のとれる体制を有すること。 (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。	7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内であって最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額 (単価) とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること (消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)) 。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 23-226 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : 80 servers machine used for the Hokkaido administration communication system B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M. December 27, 2001 C. Contact :
3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年11月16日から12月14日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 電話番号 011-231-4111 内線 23-226 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 (2) 入 札 日 時 平成13年12月27日 (木) 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入札保証金及び契約保証金 入札保証金及び契約保証金は、免除する。	

Information Policy Division, Department of Comprehensive Planning, Hokkaido Government, Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 23-226

北海道告示第1910号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成13年10月30日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

標津郡中標津町字俵橋631番地2

道東クリンセンター株式会社 代表取締役 小室 輝雄

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

標津郡中標津町字俵橋631番地1

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ

（安定型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

かれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道根室支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 中標津町町民生活部生活課 午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成13年11月16日から12月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活

環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場

所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁地域政策部環境生活課）に平成14年1月4日（金）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1911号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
-------	-------	------------	-------	-------

邦画	未亡人女医 極秘裏責め	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
----	-------------	-------	----	---

同	美人家庭教師 半熟いじり	同日	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
---	--------------	----	----	---

同	私は好奇心の強い女	同日	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
---	-----------	----	----	---

同	若妻快楽レッスン	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
---	----------	-------	----	---

同	アブノーマル体験	同	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
---	----------	---	----	---

同	浮気なばくら	E N K プロ	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
---	--------	----------	----	---

同	バスケットボール・トライアングル	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
---	------------------	--------	----	---

北海道告示第1912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

名称	又	は	氏名	所在地	又は住所	指定年月日
----	---	---	----	-----	------	-------

こ	じ	ま	産	婦	人	科	函館市神山1丁目2番9号	平成13. 9. 26
---	---	---	---	---	---	---	--------------	-------------

好	和	会	ク	リ	ニ	ッ	ク	同	西栲栳町246番129号	同	13. 9. 1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--------------	---	----------

東	野	内	科	消	化	器	科	ク	リ	ニ	ッ	ク	同	八幡町21番2号	同	13. 10. 15
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------	---	------------

医	療	法	人	社	団	は	ぎ	さ	わ	小	児	ク	リ	ニ	ッ	ク	同	時任町23番10号	同	13. 8. 1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----------	---	----------

医	療	法	人	社	団	外	科	ご	と	う	整	形	ク	リ	ニ	ッ	ク	小樽市錦町11番1号	同	13. 10. 1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------------	---	-----------

サ	テ	ラ	イ	ト	ク	リ	ニ	ッ	ク	高	砂	室蘭市高砂町2丁目1番7号	同							
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------	---	--	--	--	--	--	--	--

第1315号

報 道 公 報

北 海 道

医療法人社団優心会	釧路優心病院	釧路市大柴毛5丁目8番18号	平成13. 9. 1
医療法人社団美生会	釧路第一病院	同 鳥取大通4丁目11番10号	同
医療法人社団西谷内科医院	北見市北2条西6丁目1番地	同 13.10. 1	同
望 月 医 院	同 春光町2丁目139-3	同	同
留 萌 市 立 病 院	留萌市東雲町2丁目16番	同 13. 8.26	同
JA北海道厚生連 苫前厚生病院	苫前郡苫前町字古丹別187番地	同 13. 9. 1	同
訪問看護ステーションひまわり	小樽市富岡1丁目9番21号	同	同
山下 歯 科 診 療 室	函館市美原1-7-2 長崎屋2F	同	同
島 津 歯 科 医 院	釧路市光陽町14番7号	同	同
柴 田 歯 科 医 院	帯広市西5条南13丁目20 STビル1F	同 13.10. 1	同
た か は し 歯 科 医 院	美唄市東4条南1丁目1-1 江別市元江別本町1-3 ホクレンショップ元江別店内	同	同
と く だ 歯 科 医 院	石狩郡当別町北米町39-4 磯谷郡蘭越町蘭越町108-1	同 13.10. 2	同
くろさわ歯科クリニック	雨竜郡北竜町字和2番地の17	同 13. 9. 1	同
らんこし中央歯科	網走郡東藻琴村338番地の2	同 13.10. 1	同
北竜町立歯科診療所	斜里郡斜里町本町37番25小樽市錦町5番10号	同 13.10. 1	同
医療法人社団若葉会 東藻琴歯科診療所	同	同	同
斜 里 中 央 歯 科	同	同	同
イ ル カ 薬 局 調 剤 店	帯広市西13条南41丁目34番地2	同 13.10.15	同
かわかみ調剤薬局	留萌市栄町3丁目3-15	同 13. 6. 1	同
栄町コソンドウ別業局	芦別市本町14番地15	同 13. 9. 3	同
日本調剤薬局芦別業局	同 北2条西1丁目8番地19	同 13.10. 1	同
はるにれ薬局文京台店	江別市文京台東町11番地の40	同	同
ヤジマ薬局調剤薬局	千歳市東郊1丁目4-18	同 13.10.15	同
トウニコ調剤薬局	同 5条7番32号	同 13.10. 1	同
まごころ薬局深川店	北広島市広葉町3丁目9-4	同 13.10.15	同
ノルデン薬局北広島薬店	天塩郡天塩町新地通5丁目320番地の15	同 13.10. 1	同
ノルデン薬局天塩店	同	同	同
キタ調剤薬局	同	同	同
ポ テ ト 端 野 薬 局	常呂郡端野町1区667番5 広尾郡広尾町公園通南4丁目1	同	同
サ ン タ 薬 局	同	同	同

北海道告示第1913号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	届 出 の 内 容
医療法人社団 佐藤皮膚科医院	釧路市柳町12番1号	同	同	平成13. 7.31 休止
沢 山 ク リ ニ ッ ク	室蘭市高砂町2丁目1番7号	同	同	13. 9.30 廃止
はぎさわ小児クリニック	函館市時任町23番10号	同	同	13. 7.31 同
佐藤産婦人科医院	同 杉並町4番28号	同	同	13. 9.21 同
留萌市立総合病院	留萌市寿町1丁目19番地	同	同	13. 8.26 同
JA北海道厚生連苫前厚生病院	苫前郡苫前町字古丹別239番地	同	同	13. 8.31 同
上 芦 別 ク リ ニ ッ ク	芦別市上芦別町94番地150	同	同	13. 9.30 同
釧 路 第 一 病 院	釧路市鳥取大通4丁目11-10	同	同	13. 8.31 同
釧 路 優 心 病 院	同 大柴毛5丁目8番18号	同	同	13. 9.27 同
菅 原 医 院	北見市春光町3丁目10-43	同	同	13. 9.30 同
西 谷 医 院	同 北2条西6丁目1番地	同	同	13.10.20 同
石川耳鼻咽喉科医院	岩見沢市2条西1丁目	同	同	13. 8.31 同
訪問看護ステーションひまわり	小樽市花園4丁目6番113号	同	同	同
斜 里 中 央 歯 科	斜里郡斜里町本町37番25	同	同	13. 9.30 同
と く だ 歯 科 医 院	江別市元江別本町1-3 ホクレンショップ元江別店内	同	同	同
らんこし中央歯科	磯谷郡蘭越町蘭越町108番地1	同	同	13. 8.21 同
東 藻 琴 歯 科 診 療 所	網走郡東藻琴村338番地2	同	同	13. 7.31 同
エスエスチェーンにし薬局	室蘭市輪西町1-31-7	同	同	13.10. 6 同
宮 沢 治 療 院	帯広市南町東2条7丁目11番地	同	同	13.10.16 同
加 藤 内 科 医 院	富良野市本町6番8号	同	同	13. 9.10 同
(変更前) 加藤内科医院	(変更後) 加藤クリニック	同	同	変更 (名称)
女満別町シティー病院	網走郡女満別町字中央64番地の1	同	同	平成13.10. 9 変更 (住所)
(変更前) 網走郡女満別町字中央64番地の1	(変更後) 網走郡女満別町西4条4丁目1番29号	同	同	同

北広島地域訪問看護ステーション
（変更前） 北広島市朝日町6丁目1-17 シヤイニソグエルズ No.1-1号室
（変更後） 北広島市朝日町6丁目1-17 シヤイニソグエルズ No.1-1号室
（変更後） 北広島市広葉町3丁目9番4号PM-広葉町

北海道告示第1914号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年3月18日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 明治
帯広市西22条北1丁目13番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フクハラ若草店
中川郡幕別町札内若草町557-1 ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

開店時刻 午前10時 （ただし、年間3日午前9時）

閉店時刻 午後9時 （ただし、年間5日午後10時）

（変更後）

開店時刻 午前9時30分 （ただし、年間10日午前9時）

閉店時刻 午後9時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

午前10時から午後9時15分まで （ただし、午前9時開店・午後10時閉店の場合は、

午前9時から午後10時15分まで）

（変更後）

午前9時30分から午後10時まで （ただし、午前9時開店の場合は、午前9時から）

(4) 変更する年月日

平成13年11月20日

(5) 上記(3)の変更に係るものの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社 福 原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 明治
松 田 考 弘	広尾郡忠類村字忠類433-16	
株式会社北海道ダイヤ	釧路市文苑1丁目9番1号	代表取締役 市場 起朗
有限会社ふっくら工房	帯広市東2条南8丁目20番地	代表取締役 橋本 崇司

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,093㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(イ) 駐車場の収容台数

133台

(イ) 駐車場の収容台数

48台

(イ) 荷さばき施設の面積

170㎡

(イ) 廃棄物等の保管施設の容量

36㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数

4か所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

2 届出年月日

平成13年11月6日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成13年11月16日（金）から平成14年3月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1915号
北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
大家畜経営維持資金利子補給事業 牛海綿状脳症の発生により経済的に影響を受けた酪農経営及び肉用牛経営の維持に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営維持資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が交付する当該利子補給の対象となつた融資機関ごとの融資残高につき年1.01パーセントで計算した額以内	共通第10号様式 共通第11号様式 共通第18号様式		提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支 庁	実績報告は、要しない。

(農政部所管分 その5)

北海道告示第1916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、旭川市高台地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年11月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1917号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成13年11月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、土幌町を行う土地改良（北開東地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成13年11月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
栄 原 草 豊	かんがい排水 [明きょ排水] 土地改良総合整備 [担い手育成型] （農業用排水、暗きょ、農道、区画整理）	北海道渡島支庁 北海道空知支庁
中 斗 満	農免農道整備	北海道十勝支庁

平成13年11月16日				北海道知事 堀 達 也				その関係書類は、北海道宗谷支庁に備え置いて、平成13年11月20日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成13年11月16日				北海道知事 堀 達 也			
北海道告示第1919号								北海道告示第1920号							
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊富町の行う土地改良（西豊富北地区基盤整備促進「基盤整備」（農業用排水、農道）事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。								肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。 平成13年11月16日							
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	名	生	産	住	業	者	所	登録年月日			
北海道第2831号	混合有機質肥料	顆粒5－5－1	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0 うちく溶性りん酸 1.4 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおりに	株式会社	扶相	河西郡芽室町西2条5丁目2番地7				平成13.11. 8				
				平成13年11月16日				北海道知事 堀 達 也							
北海道告示第1921号															
肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。				平成13年11月16日				北海道知事 堀 達 也							
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	名	生	産	住	業	者	所	登録有効期限			
北海道第2066号	混合石灰肥料	9.0腐植酸苦土混合石灰肥料	アルカリ分 50.0 く溶性苦土 9.0	含有を許される有害物質の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおりに	王子緑化株式会社		東京都中央区湊3丁目3番2号				平成16.12. 1				
北海道第2733号	副産石灰肥料	サシライム	アルカリ分 53.0 A53	含有を許される有害物質の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおりに	北海道共同石灰株式会社		苫小牧市新中野町3丁目1番12号				同 16.12. 3				
北海道告示第1922号															
家畜伝染病が次のとおり発生した。 平成13年11月16日															
家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者・疑似患者の別	発生頭数	北海道知事 堀 達 也											
				北海道知事 堀 達 也											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											
				発生年月日											

ヨ一ネ病	牛	患	畜	1	紋別郡滝上町字サクル一原野南3線57番地	平成13.10.7
同	同	同	同	5	山越郡八雲町浜松191番地	同 13.10.9
同	同	同	同	1	阿寒郡阿寒町字徹別97番地7	同
同	同	同	同	1	寿都郡黒松内町字西ノ沢153番地2	同 13.10.11
同	同	同	同	1	広尾郡大樹町字芽武656番地	同
同	同	同	同	1	同 大樹395番地	同
同	同	同	同	4	新冠郡新冠町字美字159番地1号	同 13.10.12
同	同	同	同	3	天塩郡天塩町字ウヅシ3035番地の1	同 13.10.18
同	同	同	同	1	天塩郡天塩町字オヌヅナイ5442番地の1	同
同	同	同	同	2	天塩郡天塩町字ウヅシ5233番地の1	同
同	同	同	同	1	勇払郡早来町字緑丘185番地10	同 13.10.24
同	同	同	同	2	河西郡芽室町伏美15線41番地	同 13.10.25
同	同	同	同	1	中川郡本別町西仙美里276番地の6	同 13.10.29
同	同	同	同	2	紋別郡生田原町字安国166番地の4	同 13.10.31

北海道告示第1923号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年11月16日

- | | | | |
|---|--|-------------------------------|-------------|
| 1 | 保安林予定森林の所在場所 | 様似郡様似町字西様似561の1（次の図に示す部分に限る。） | 北海道知事 堀 達 也 |
| 2 | 指 定 の 目 的 | 水源のかん養 | |
| 3 | 指 定 施 業 要 件 | | |
| | (1) 立木の伐採の方法 | | |
| ア | 主伐に係る伐採種は、定めない。 | | |
| イ | 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | | |

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1924号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年11月16日

- | | | | |
|---|---------------|--|-------------|
| 1 | 解除に係る保安林の所在場所 | 上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。） | 北海道知事 堀 達 也 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 | |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。） | |

北海道告示第1925号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年11月16日

- | | | | |
|---|------|---------------------|-------------|
| 1 | 作業種類 | 公共測量（2級基準点） | 北海道知事 堀 達 也 |
| 2 | 作業期間 | 平成13年11月7日から12月7日まで | |
| 3 | 作業地域 | 浦臼町 | |

北海道告示第1926号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成13年11月16日

- | | | | |
|---|--------|------------------|-------------|
| 1 | 起業者の名称 | 音更町 | 北海道知事 堀 達 也 |
| 2 | 事業の種類 | 音更町文化センター駐車場整備工事 | |
| 3 | 起 業 地 | | |

- (1) 収用の部分
(2) 使用の部分
4 起業地を表示する
図面の縦覧場所
- 北海道河東郡音更町木野西通15丁目地内
なし
音更町文化センター

北海道告示第1927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月16日

- 1 道路の種類
2 路線名
- 道路
旭川層雲峡自転車道線
- 北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
路線名
- 道路
区
- 変更前後の別

幕別帯広芽室線
帯広市東4条南26丁目15番2地先から
帯広市東4条南26丁目15番2地先まで

前

敷地の幅員
25.00mから
25.00mまで

123.20m

北海道帯広土木現業所

北見白糠線
足寄郡陸別町字陸別72番42地先から
足寄郡陸別町字ウエンベツ11番1地先まで

前

敷地の幅員
15.50mから
34.00mまで

1,313.70m

同

足寄郡陸別町字陸別72番42地先から
足寄郡陸別町字ウエンベツ6番6地先まで

後

敷地の幅員
13.50mから
34.00mまで

1,475.00m

別海厚岸線
野付郡別海町別海343番4地先から
野付郡別海町上風連12番2地先まで

前

敷地の幅員
14.00mから
57.00mまで

1,811.00m

北海道釧路土木現業所

- 3 道路の区域
区間
敷地の幅員
延長
国道等との重複区間
- 上川郡愛別町字愛別1067番地先（河川敷地）から上川郡愛別町字愛別810番2地先（河川敷地）まで
17.40mから
29.66mまで
200.38m
――

北海道告示第1928号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達也

後 22.00 mから
57.00 mまで 1,800.00 m

北海道告示第1929号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成13年11月16日

- 1 河 川 の 名 称 二級河川胆振幌別川水系来馬川 北海道知事 堀 達 也
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成13年11月16日
- 3 廃川敷地等の位置 登別市柏木町4丁目29番78地先から4番2地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 15,705.94㎡

北海道告示第1930号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。
その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成13年11月16日

- 1 出 願 の 年 月 日 平成13年8月20日 北海道知事 堀 達 也
- 2 出 願 者 北海道
- (1) 名 称 札幌市中央区北3条西6丁目
- (2) 住 所 北海道知事 堀 達也
- (3) 代表者の氏名
- 3 埋 立 区 域

- (1) 位 置 上磯郡知内町字涌元40番2、43番2及び43番7地先の公有水面
- (2) 区 域 次のNo.1の地点からNo.4の地点までを順次に結んだ線及びNo.1の地点とNo.4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- No.1の地点 涌元漁港原点（北緯41度33分26秒1489、東経140度26分12秒7682
X＝－271,286.000、Y＝15,587.000）から方向角333度16分44秒の方向164.71mの地点
- No.2の地点 No.1の地点から方向角330度57分36秒の方向19.50mの地点
- No.3の地点 No.2の地点から方向角60度39分13秒の方向45.01mの地点

- No.4の地点 No.3の地点から方向角150度59分15秒の方向19.50mの地点

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (3) 面 積 877.71㎡
- (1) 位 置 上磯郡知内町字涌元40番2、43番2及び43番7地先
- (2) 区 域 次のアの地点からトの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とトの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- アの地点 涌元漁港原点（北緯41度33分26秒1489、東経140度26分12秒7682
X＝－271,286.000、Y＝15,587.000）から方向角333度21分50秒の方向158.86mの地点
- イの地点から方向角330度57分49秒の方向5.84mの地点
- ウの地点から方向角330度57分36秒の方向19.50mの地点
- エの地点から方向角330度58分02秒の方向3.04mの地点
- オの地点から方向角38度12分21秒の方向5.43mの地点
- カの地点から方向角44度16分56秒の方向4.17mの地点
- キの地点から方向角60度02分18秒の方向6.00mの地点
- クの地点から方向角58度07分28秒の方向10.01mの地点
- ケの地点から方向角58度07分21秒の方向10.01mの地点
- コの地点から方向角56度58分56秒の方向10.02mの地点
- サの地点から方向角57度04分02秒の方向8.77mの地点
- シの地点から方向角150度46分16秒の方向13.50mの地点
- スの地点から方向角152度42分28秒の方向10.00mの地点
- セの地点から方向角152度05分20秒の方向13.00mの地点
- ソの地点から方向角242度22分45秒の方向8.25mの地点
- タの地点から方向角244度24分44秒の方向5.00mの地点
- チの地点から方向角247度50分07秒の方向5.03mの地点
- ツの地点から方向角245度33分29秒の方向10.03mの地点
- テの地点から方向角243度51分17秒の方向10.01mの地点
- トの地点から方向角240度59分26秒の方向8.75mの地点

- (3) 面 積 1,780.03㎡
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1931号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 出 願 の 年 月 日 平成13年 8 月31日

(2) 出 願 者

ア 名 称 北海道

イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 代表者の氏名 堀 達也

(3) 埋 立 区 域

ア 位 置 札文郡札文町大字香深村字エコキナイ19番4及び19番6地先の公有水面

イ 区 域

次の㉑の地点から㉒の地点までを順次に結んだ線、㉒の地点と㉓
— 1 の地点とを結んだ線、㉓— 1 の地点と㉔の地点とを結んだ線、
㉔の地点と㉕の地点とを結んだ線及び㉑の地点と㉕の地点とを結
んだ線によって囲まれた区域

㉑の地点 図根点 S 57－49（X＝－164.736.678、Y＝－93.332.159 北緯

45度20分29秒5085、東経141度03分32秒1317）から方向角192度00
分26秒の方向1.376.31 m の地点

㉒の地点 ㉑の地点から方向角294度31分32秒の方向8.17 m の地点

㉓の地点 ㉒の地点から方向角300度22分48秒の方向3.54 m の地点

㉔の地点 ㉓の地点から方向角273度03分52秒の方向6.98 m の地点

㉕の地点 ㉔の地点から方向角301度10分54秒の方向2.75 m の地点

㉖の地点 ㉕の地点から方向角314度55分10秒の方向1.51 m の地点

㉗の地点 ㉖の地点から方向角322度29分33秒の方向2.05 m の地点

㉘の地点 ㉗の地点から方向角52度30分10秒の方向8.55 m の地点

㉙の地点 ㉘の地点から方向角142度30分22秒の方向12.05 m の地点

㉚の地点 ㉙の地点から方向角52度36分20秒の方向0.24 m の地点

㉛の地点 ㉚の地点から方向角110度42分20秒の方向8.69 m の地点

㉜の地点 ㉛の地点から方向角197度05分39秒の方向0.50 m の地点

㉝の地点 ㉜の地点から方向角110度42分20秒の方向13.23 m の地点

㉞の地点 ㉝の地点から方向角197度07分44秒の方向13.00 m の地点

㉓— 1 の地点 ㉒の地点から方向角283度33分25秒の方向5.60 m の地点

㉔の地点 ㉓— 1 の地点から方向角52度29分58秒の方向7.49 m の地点

㉕の地点 ㉔の地点から方向角322度30分02秒の方向13.00 m の地点

㉖の地点 164.60 m²（海浜地盛土 181.94 m²）

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置 札文郡札文町大字香深村字エコキナイ19番4及び19番6地先

イ 区 域

次の㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線、㉒の地点と㉓の地点とを
結んだ線、㉓の地点と㉔の地点とを結んだ線、㉔の地点と㉕の地
点とを結んだ線、㉕の地点と㉖の地点とを結んだ線、㉖の地点と
㉗の地点とを結んだ線、㉗の地点と㉘の地点とを結んだ線、㉘の
地点と㉙の地点とを結んだ線、㉙の地点と㉚の地点とを結んだ線、
㉚の地点と㉛の地点とを結んだ線、㉛の地点と㉜の地点とを結ん
だ線、㉜の地点と㉝— 1 の地点とを結んだ線、㉝— 1 の地点と㉞
の地点とを結んだ線、㉞の地点と㉟の地点とを結んだ線及び㉑の
地点と㉕の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
図根点 S 57－49（X＝－164.736.678、Y＝－93.332.159 北緯
45度20分29秒5085、東経141度03分32秒1317）から方向角192度00
分26秒の方向1.376.31 m の地点

㉑の地点 ㉑の地点から方向角232度30分17秒の方向4.05 m の地点

㉒の地点 ㉑の地点から方向角232度29分50秒の方向10.87 m の地点

㉓の地点 ㉒の地点から方向角322度30分12秒の方向21.14 m の地点

㉔の地点 ㉓の地点から方向角322度31分11秒の方向1.54 m の地点

㉕の地点 ㉔の地点から方向角53度24分27秒の方向5.95 m の地点

㉖の地点 ㉕の地点から方向角53度24分31秒の方向7.24 m の地点

㉗の地点 ㉖の地点から方向角141度59分12秒の方向13.38 m の地点

㉘の地点 ㉗の地点から方向角109度49分32秒の方向26.83 m の地点

㉙の地点 ㉘の地点から方向角197度55分41秒の方向16.06 m の地点

㉚の地点 ㉙の地点から方向角282度36分19秒の方向6.00 m の地点

㉛の地点 ㉚の地点から方向角282度36分42秒の方向6.52 m の地点

㉜の地点 ㉛の地点から方向角52度36分57秒の方向2.52 m の地点

㉝— 1 の地点 ㉜— 1 の地点から方向角52度29分58秒の方向7.49 m の地点

㉞の地点 ㉝の地点から方向角322度30分02秒の方向13.00 m の地点

㉟の地点 519.15 m²

ウ 面 積 船揚場用地

(5) 埋立地の用途

第1315号

報 公 道 海 北

2(1) 出 願 の 年 月 日 平成13年 9 月21日					
(2) 出 願 者			イ 区 域		
ア 名 称 北海道			区域A		
イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目			次のイの地点からツの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とツの地点とを結んだ線によって囲まれた区域		
ウ 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也			音標漁港原点 (X = 78.575.41、Y = 45.274.17) から方向角258度10分00秒の方向212.84mの地点		
(3) 埋 立 区 域			イの地点		
ア 位 置 枝幸郡枝幸町音標214番5、262番5、7928番、8007番、8008番及び8029番地先の公有水面			ロの地点		
イ 区 域			ハの地点		
1の地点			ニの地点		
2の地点			ホの地点		
3の地点			ヘの地点		
4の地点			トの地点		
5の地点			チの地点		
6の地点			リの地点		
7の地点			ヌの地点		
8の地点			ヌの地点		
9の地点			ヲの地点		
10の地点			ワの地点		
11の地点			カの地点		
12の地点			ヨの地点		
13の地点			タの地点		
14の地点			シの地点		
15の地点			ソの地点		
16の地点			ツの地点		
17の地点			区域B		
18の地点			I の地点		
19の地点			J の地点		
20の地点			K の地点		
21の地点			L の地点		
ウ 面 積 11,262.14m ² (海浜地盛土 491.00m ²)			Mの地点		
(4) 埋立てに関する工事の施行区域			区域C		
ア 位 置 枝幸郡枝幸町音標214番5、262番5、7292番、7928番、8007番、			8008番、8029番、8162番及び8163番地先並びに8008番		

Aの地点	音標漁港原点 (X =78.575.41、 Y =45.274.17) から方向角325度12分57秒の方向134.08mの地点
Eの地点	Aの地点から方向角216度08分48秒の方向40.00mの地点
Fの地点	Eの地点から方向角306度08分48秒の方向55.00mの地点
Gの地点	Fの地点から方向角36度08分50秒の方向50.00mの地点
Hの地点	Gの地点から方向角138度40分31秒の方向46.09mの地点
区域D	次のAの地点からDの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とDの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
Aの地点	音標漁港原点 (X =78.575.41、 Y =45.274.17) から方向角325度12分57秒の方向134.08mの地点
Bの地点	Aの地点から方向角36度12分52秒の方向25.00mの地点
Cの地点	Bの地点から方向角125度49分36秒の方向68.63mの地点
Dの地点	Cの地点から方向角216度26分39秒の方向25.00mの地点
ウ 面 積	区域A 24.242.98㎡ 区域B 2.100.49㎡ 区域C 2.424.98㎡ 区域D 1.714.61㎡ 計 30.483.06㎡
(5) 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1932号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

- 1 しゅん功認可の年月日 平成13年11月7日
- 2 しゅん功認可を受けた者
- (1) 氏 名 又は 名 称 北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也
- 3 埋 立 区 域
- (1) 位 置 奥尻郡奥尻町字稲穂5番、6番2及び10番2地先の公有水面
- (2) 区 域 次のH12P 1の地点からH12P 6の地点までを順次に結んだ線及びH12P 1の地点とH12P 6の地点とを結んだ線に

H12P 1の地点	よって囲まれた区域 稲穂 (勘太浜) 漁港原点 (北緯42度13分53秒1958、東経139度33分50秒9180 X = - 196.208.846、 Y = - 56.604.974) から方向角45度02分18秒の方向37.68mの地点
H12P 2の地点	H12P 1の地点から方向角170度47分43秒の方向81.20mの地点
H12P 3の地点	H12P 2の地点から方向角260度47分41秒の方向71.20mの地点
H12P 4の地点	H12P 3の地点から方向角350度51分24秒の方向45.12mの地点
H12P 5の地点	H12P 4の地点から方向角269度13分03秒の方向4.10mの地点
H12P 6の地点	H12P 5の地点から方向角358度42分14秒の方向35.81mの地点
(3) 面 積	5.836.30㎡
4 免許年月日及び番号	平成12年7月24日 砂防第47-17号指令
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	奥尻町

公

報

平成13年10月実施の平成13年第1回家畜 (牛) 人工授精師養成講習会修業試験に合格した者は、次のとおりである。

平成13年11月16日

北海道知事 堀 達 也

合格証明番号	氏 名	本 籍 地
13第1号	安 部 克 寿	北 海 道
13第2号	猪 狩 早 苗	同
13第3号	伊 藤 俊 弘	同
13第4号	岩 瀬 大 介	東 京 都
13第5号	江 幡 圭 泰	北 海 道
13第6号	大 野 貴 広	同
13第7号	大 宮 正 和	同
13第8号	小野寺 健 太	同

第1315号

北海道公報

北

13第9号	帰山	充樹	北海道
13第10号	柏葉	宏樹	北同
13第11号	加藤	雄大	同同
13第12号	苅屋	泰裕	同同
13第13号	川上	勇人	同同
13第14号	木幡	兼治	同同
13第15号	齊藤	勲子	同青
13第16号	齋藤	優子	同森
13第17号	櫻井	隆正	同海
13第18号	佐藤	利明	同同
13第19号	曾我	隼雅	同同
13第20号	高桑	隼人	同同
13第21号	辻中	裕信	同同
13第22号	村屋	一之	同同
13第23号	長西	博之	同兵
13第24号	野川	藍	同庫
13第25号	野澤	隆博	同海
13第26号	橋本	和裕	同静
13第27号	長谷部	泰裕	同海
13第28号	柳田	あかね	同同
13第29号	山岸	淳	同同
13第30号	山越	田	同同
13第31号	横田	靖司	同同

支庁告示

北海道後志支庁告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年11月16日

北海道後志支庁長 浴山正久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- ア リール式散水施設 (自然圧送型)
- イ リール式散水施設 (加圧圧送型)
- ウ 調整弁 (圧力計付)
- エ 合成樹脂製耐圧ホース 3 m

オ	合成樹脂製耐圧ホース	5 m	51本
カ	合成樹脂製耐圧ホース	10 m	29本
キ	合成樹脂製耐圧ホース	15 m	23本
ク	合成樹脂製耐圧ホース	20 m	54本
ケ	合成樹脂製耐圧ホース	25 m	26本
コ	調圧弁付フイルター		46基
サ	定流量自動停止弁		14基
シ	液肥混入機 φ40		13基
ス	液肥混入機 φ50		9基
セ	地上配管分岐接続ホース (散水型)		351本
ソ	地上配管分岐接続ホース (点滴型)		34本
タ	地上配管セツト 2本立		71組
チ	地上配管セツト 3本立		80組
ツ	ポリエソドプラダ		31個
テ	ホース用ポリ継手 (PEメス+マチノメス)		121個
ト	ホース用ポリ継手 (PEオス+マチノオス)		87個
ナ	ホース用90°エルボ		22個
ニ	2分岐バルブジョイント		24個
ヌ	3分岐バルブジョイント		2個
ネ	マチノ継手 φ50 (メス) *φ40 (オス)		13個
ノ	マチノ継手 φ40 (メス) *φ50 (オス)		13個
ハ	マチノ継手 φ50 (メス) *φ65 (オス)		7個
ヒ	マチノ継手 φ65 (メス) *φ50 (オス)		7個
フ	かん水チューブ (多孔式) (散水型)		14組
ヘ	かん水チューブ用巻取芯 (電動型)		262個
ホ	かん水チューブ用巻取芯 (手動型)		4個
ヤ	かん水チューブ自動巻取機 (散水型)		5台
ミ	かん水チューブ巻取機 (手動) (散水型)		1台
ム	かん水チューブ巻取機 (手動) (点滴型)		1台
メ	かん水ホース 50 m		7組
モ	かん水ホース 100 m		21組
ヤ	かん水ホース 200 m		7組
ユ	かん水ホース巻取機		25台
ヨ	かん水チューブ (多孔式) (点滴型)		32巻
ラ	ドリツプ用ストッパー		108個

- 2 落札を決定した日
平成13年10月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社イーエス・ウオーターネット
(2) 住 所 東京都多摩市調訪4丁目24番地の1
- 4 落札金額
47,145,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道後志支庁告示第7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道後志支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

札幌市木現業所告示

北海道札幌市木現業所告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地）を売り払う。
平成13年11月16日

北海道札幌市木現業所長 西 股 忠 克

- 1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地 番	面積(㎡)	入 札 執 行 日 時
札幌ー1	札幌市南区石山1条3丁目1294	508.92	平成13年12月13日午前10時 番 9

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所
札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道札幌市木現業所 管理部用地課
電話 011-561-0201 内線 229

- 4 入札執行の場所
札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道札幌市木現業所 第1号会議室

- 5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

- 6 郵便又は電報による入札
認めないものとする。

- 7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。

- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は北海道札幌市木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

- 9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成13年12月10日（月）
- (2) 提出場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道札幌市木現業所 管理部用地課

- 10 入札執行の公開

この入札は、公開とする。

- 11 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (2) 落札者がない場合は、最高入札者と随意契約を行うことがある。

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年11月16日

北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入（工作機械器具）
Nシルター（ほか） 3品目 3点

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納 入 期 日 平成14年3月27日（水）

エ 納 入 場 所 北海道岩見沢農業高等学校

(2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に係る指名を停止されていないこと。

ウ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

エ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(イ)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならない。

(イ) 申 請 の 時 期 平成13年11月16日から30日まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局企画総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁3階空知教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 068－8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）

イ 入 札 日 時 平成14年1月10日（木） 午前11時（郵送による場合は、平成14年1月9日（水）までに必着のこと。）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局企画総務課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落 札 者 の 決 定 方 法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契 約 書 作 成 の 要 否

要

(10) そ の 他

ア 開札の時において、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関係する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その

構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (フ) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
(イ) 所 在 地 郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126－23－2231 内線 3117

エ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(II) Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Article purchase which affects subject conversion at Hokkaido Iwamizawa
agriculture high school (Making machine appliance)
Numerical control router and others 3 items (3 units)

B. Bidding date and time :

11 : 00 A. M. January 10, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than January. 9)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,
Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Government 8-jo, Nishi 5-chome,
Iwamizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan
Phone : 0126-23-2231 Ext, 3117

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入 (理化学機器・計測機器及び資
材)

P日メーカーほか 5品目 5点

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

ウ 納 入 期 日 平成14年2月12日 (火)

エ 納 入 場 所 北海道岩見沢農業高等学校

(2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に係る指名を停止されていないこと。

ウ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されて
いることを証明した者であること。

エ 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者で
あること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、
入札に参加しようとする者は(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲
げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならない。

(フ) 申 請 の 時 期 平成13年11月16日から30日まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出し
なければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局企画総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁3階空知教
育局会議室 (郵送による場合は、郵便番号 068－8550 北
海道教育庁空知教育局企画総務課)

イ 入 札 日 時 平成14年1月10日 (木) 午後2時 (郵送による場合は、
平成14年1月9日 (水) までに必着のこと。)

ウ 開 札 場 所

エ 開 札 日 時

イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額 (消費税等相当額を含
む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条か
ら第150条の定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局企画総務課

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (9) 契約書作成の要否 (10) その他 ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に係る条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 068－8550 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話番号 0126－23－2231 内線 3117 エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Article purchase which affects subject conversion at Hokkaido Iwanizawa agriculture high school (Reason chemistry equipment and measurement equipment and material) PH meter and others 5 items (5 units) B. Bidding date and time :	2 : 00 P. M. January. 10, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than January. 9) C. Contact Accounting Division, General Affairs Department, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Government 8-jo, Nishi 5-chome, Iwanizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan Phone : 0126-23-2231 Ext. 3117 3 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入（農林業用機械器具） ア 名称及び数量 施工工事用トラクター 1品目 1点 イ 予定時期 平成13年12月頃 (2) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入（農林業用機械器具） ア 名称及び数量 貯蔵タンクほか 10品目 31点 イ 予定時期 平成13年12月頃 (3) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入（農林業用機械器具） ア 名称及び数量 サンゾル前処理用粉碎器ほか 12品目 13点 イ 予定時期 平成13年12月頃 (4) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入（工作機械器具） ア 名称及び数量 レーザー加工機ほか 12品目 13点 イ 予定時期 平成13年12月頃 (5) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入（理化学機器・計測機器及び資材） ア 名称及び数量 測量CADアプリケーション一式ほか 6品目 110点
--	---

イ 予定時期
平成13年12月頃
(6) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入 (理化学機器・計測機器及び資材)
ア 名称及び数量
ケルダール窒素／蛋白自動蒸留装置ほか 3 品目 3 点
イ 予定時期
平成13年12月頃

(7) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入 (理化学機器・計測機器及び資材)
ア 名称及び数量
卓上糖度計ほか 21 品目 23 点
イ 予定時期
平成13年12月頃

(8) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入 (理化学機器・計測機器及び資材)
ア 名称及び数量
C B R 自己記録装置ほか 9 品目 9 点
イ 予定時期
平成13年12月頃

(9) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入 (理化学機器・計測機器及び資材)
ア 名称及び数量
総合気象測定装置一式ほか 8 品目 25 点
イ 予定時期
平成13年12月頃

(10) 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入 (金物・陶磁器類)
ア 名称及び数量
冷凍冷蔵庫ほか 25 品目 32 点
イ 予定時期
平成13年12月頃

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第92号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和22年法律第122号) 第20条第 4 項の検定をいう。) を行ったので、同規則第 9 条第 1 項の規定により公示する。

平成13年11月16日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都立川市上砂町 5 丁目3番地 7 株式会社アクト技研
	代表者の氏名		代表取締役 町野 忠英
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		栃木県芳賀郡二宮町久下田西 4 丁目151
	型式の 遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号	
	型式名	モボ・モガ	
	製造業者名	株式会社アクト技研	
	概要 型式試験番号	14033300	
	検定年月日	平成13年11月16日	
	検定番号	第14033300号	
検定の有効期間 公示の日（平成13年11月16日）から 3 年間			
2	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目 1 番地25 アールゼ株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 岡田 和生
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目 1 番地
	型式の 遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号	
	型式名	コンチ 4 X Z - 30	
	製造業者名	アールゼ株式会社	
	概要 型式試験番号	14041900	
	検定年月日	平成13年11月16日	
	検定番号	第14041900号	
検定の有効期間 公示の日（平成13年11月16日）から 3 年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府堺市旭ヶ丘北町 1 丁 4 番 5 号 株式会社ネット	
代表者の氏名		代表取締役 国本 幸司	

3	製造又は検査を行 う事業所の所在地		大阪府八尾市沼2丁目4番1号
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	グレートアアゾンⅡ	
	製造業者名	株式会社ネット	
	型式試験番号	14042500	
	検定年月日	平成13年11月16日	
	検定番号	第14042500号	
	検定の有効期間		公示の日（平成13年11月16日）から3年間
	4	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	
代表者の氏名		代表取締役 市原 茂	
製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地	
型式の種類		ぱちんこ遊技機	
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名		バトルヒーロー伝説EX	
製造業者名		株式会社大一商会	
型式試験番号		10044400	
検定年月日		平成13年11月16日	
検定番号		第10044400号	
5	検定の有効期間		公示の日（平成13年11月16日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サッセイアールアンドディ
	代表者の氏名	代表取締役 杉島紀志男	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一	
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CRあついぜ!!おやじFT	
	製造業者名	株式会社サッセイアールアンドディ	
	型式試験番号	10046300	
	検定年月日	平成13年11月16日	
検定番号	第10046300号		
検定の有効期間		公示の日（平成13年11月16日）から3年間	

6	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR筋肉番付J	
	製造業者名	株式会社ニューギン	
	型式試験番号	10046400	
	検定年月日	平成13年11月16日	
	検定番号	第10046400号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年11月16日）から3年間	
7	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区見寄町125番地 タイヨーエレッツ株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 濱岡 洋平	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区見寄町125番地	
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR太陽の季節	
	製造業者名	タイヨーエレッツ株式会社	
	型式試験番号	10043400	
	検定年月日	平成13年11月16日	
	検定番号	第10043400号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年11月16日）から3年間	
8	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー
	代表者の氏名	代表取締役 實田 久治	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ブラックフオース	
	製造業者名	株式会社タイドー	
	型式試験番号	14045900	

9	検 定 年 月 日	平成13年11月16日
	検 定 番 号	第14045900号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年11月16日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 上野 栄作
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二丁目2番18号
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R う る 星 や つ ら
	製 造 業 者 名	奥村遊機株式会社
10	概 要	型式試験番号 10044300
	検 定 年 月 日	平成13年11月16日
	検 定 番 号	第10044300号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年11月16日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社ダイドー
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 寶田 久治
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	からくりキッズDX
11	概 要	製造業者名 株式会社ダイドー 型式試験番号 10045500
	検 定 年 月 日	平成13年11月16日
	検 定 番 号	第10045500号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年11月16日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	大阪府大阪市北区東天満2丁目1番2号 株式会社バルテック
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中野 純弘
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	大阪府堺市八田西町2丁目1番47号
	遊 技 機 の 種 類	回胴式遊技機
	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	

12	型 式 名	パワージャンプ
	製 造 業 者 名	株式会社バルテック
	概 要	型式試験番号 14041700
	検 定 年 月 日	平成13年11月16日
	検 定 番 号	第14041700号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年11月16日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫
	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	遊 技 機 の 種 類	ぱちんこ遊技機
12	遊 技 機 の 区 分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	C R ダ ー テ イ ペ ヲ フ
	製 造 業 者 名	株式会社藤商事
	概 要	型式試験番号 10044200
	検 定 年 月 日	平成13年11月16日
	検 定 番 号	第10044200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年11月16日）から3年間

旭川方面公安委員会公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱し、平成13年10月25日付けで告示した。

平成13年11月16日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井 須 孝 誠

旭川方面公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

平成13年10月25日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井 須 孝 誠

氏 名	住 所	活 動 区 域
本 間 善 三	上川郡上川町栄町75番地	旭川方面旭川東警察署管内

胆振海区漁業調整委員会
指 示

胆振海区漁業調整委員会指示第2号

胆振支庁管内室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市、厚真町及び鶴川町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法によるさくらますの採捕（以下「さくらます船釣り」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成13年11月16日

胆振海区漁業調整委員会会長 北 山 秋 男

1 さくらます船釣りのライセンス

平成13年12月15日から平成14年3月15日までの制限期間に、別に示す制限海域においては、さくらます船釣りを行ってはならない。ただし、さくらます船釣りの実施期間で別に示すその実施海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という。）が使用する船舶（以下「ライセンス取得船」という。）に乗船し遊漁を行う者（以下「遊漁者」という。）が行う場合はこの限りでない。

2 ライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

さくらます船釣りのライセンスを取得しようとする者は、船舶の区分に応じて本委員会あてに申請しなければならない。

① さくらます船釣りを行わせるために、業として遊漁者を乗船させて漁場に案内する行為を営む者（以下「遊漁船業者」という。）

② 自己が使用権限を持つ船舶、または使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、さくらます船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という。）

(2) 船舶ごとの取得義務

遊漁船業者またはプレジャーボート使用者は、さくらます船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。ただし、同一の船舶であっても、当該船舶を使用する遊漁船業者又はプレジャーボート使用者が異なる場合には、使用する者ごとにライセンスを取得しなければならない。

(3) 申請手続及び取得基準等

ライセンスの申請手続及び取得基準、その他必要な事項は別に定める。

3 ライセンス取得者の遵守事項

ライセンス取得者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス証の常備

ライセンス取得者がライセンス取得船により、さくらます船釣りを行う場合は、ライセンス取得船であることを示した証書（以下「ライセンス証」という。）を船内に備えておかなければならない。

(2) 章旗の掲揚

ライセンス取得船をさくらます船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

(3) 遊漁者への情報提供

ライセンス取得者は遊漁者に対し、4に定める乗船証を配布し、携帯させるものとする。なお、その際船内での遵守事項を十分周知させなければならない。

(4) 釣獲時間

ライセンス取得船が、別に示す実施海域において、さくらます船釣りを行うことができる時間は、日の出から正午までとする。

(5) 漁具被害等の未然防止

航行時及び遊漁時には、漁労への支障や敷設中の漁具等に被害を与えないように十分注意しなければならない。

(6) 釣果報告の提出

ライセンス取得者は、遊漁者から釣獲終了毎に釣果報告を受けることとし、ライセンス期間終了後、速やかに釣果報告を本委員会に提出しなければならない。

なお、釣果がない場合も、その旨報告しなければならない。

(7) 本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

(8) その他

漁港、港湾の利用に当たっては、それぞれの管理者の指示に従わなければならない。

4 遊漁者の遵守事項

遊漁者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス取得船への乗船

制限海域では、ライセンス取得船に乗船した場合でなければ、さくらます船釣りをしてはならない。

(2) 乗船証の携帯

ライセンス取得船へ乗船する際には、別に定める乗船証を必ず携帯しなければならない。

(3) 漁具及び漁法の制限

竿釣りに限定する。なお、同時に使用する竿数は、1人1本とする。

(4) 釣果の制限

- (別紙) 制限海域
- 次の点1、点2、点3、点4、点5、点8、点9、点10及び点1の各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 基点1 | 門別町と鶴川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点2 | 苫小牧市と白老町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点3 | 登別市と室蘭市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 |
| 基点4 | 北海道水産林務部三角点 水D6から190度00分230メートルの点 |
| 点1 | 基点1から206度55分 9,260メートルの点 |
| 点2 | 基点1から206度55分 27,000メートルの点 |
| 点3 | 基点2から147度20分 27,000メートルの点 |
| 点4 | 点7から142度20分 25,000メートルの点 |
| 点5 | 点6から点4の方向 10,500メートルの点 |
| 点6 | 基点4から212度30分 9,000メートルの点 |
| 点7 | 基点3から162度30分 2,000メートルの点 |
| 点8 | 点7から 76度30分 13,500メートルの点 |



平成十三年十一月十六日

金曜日

一三六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発行編集印

行集刷

北海道総務部法制文書課
北海道印刷株式会社